

意見書第5号

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、職員処遇の抜本的な
改善を求める意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出します。

令和4年6月23日

提出者 市議会議員 田 中 次 子

提出者 市議会議員 藤 木 巧 一

賛成者 市議会議員 徳 永 克 子

賛成者 市議会議員 瓦 川 由 美

行橋市議会議長 小 原 義 和 様

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、
内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、衆議院議長、参議院議長

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、職員処遇の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われています。

しかし、感染対策を徹底することで、これまでの慢性的な人員不足に加え、日常の業務が大幅に増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることにも限界があり、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなっています。このことは、保育士不足に拍車をかけており、保育所等では深刻な課題にもなっています。

また施設各部屋は、子どもたちの1日の生活（遊び、食事、午睡等）に対して、あまりにも狭い空間であり、特にこの「密」な環境は早急に是正されなくてはなりません。子どもの気持ち、育ちに寄り添った手厚い保育を行うためにも、さらには今後も波を繰り返すことが予測されるコロナ感染対策を徹底するためにも、保育所等の施設・職員配置基準の改善が急務です。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されています。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の1学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されますが、一方、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、70年以上も放置されていることは由々しき事態と言わざるを得ません。

コロナ禍第6波オミクロン株で、子どもたちへの爆発的な感染拡大は、保育所等にも大混乱をもたらしており、今こそ保育環境、職員の処遇に対し、国の責任をもった改善が求められています。

よって、国におかれまして、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望します。

記

1. 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、職員処遇の抜本的な改善をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年6月23日

行 橋 市 議 会